

災害協力証明書

所在地 東京都八王子市館町 468 番地の 2
商号又は名称 株式会社完山金属
代表者 代表取締役 完山 一範
許可番号 13-10-035754

上記の者は、平成 17 年 7 月 25 日に当協会に加入し、平成 19 年 12 月 25 日付けで、東京都知事との間で締結した、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する、協定に基づいて災害応急活動等に協力するものであることを証明する。

平成 25 年 9 月 3 日

東京都千代田区内神田 1-9-13
一般社団法人東京都産業廃棄物協会
会長 高橋 俊美





地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都内において地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において対象となる「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害（震災、風水害）により発生したがれき（建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等）や粗大ごみ等で乙が調達できる車両、資機材で対応できるものをいう。

（協力要請及び要請内容）

第3条 甲は、自ら管理する施設において乙の協力を必要とするとき、又は、東京都内の区市町村（以下「区市町村」という。）が実施する次の各号に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、区市町村から協力の要請があったとき、乙に協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 災害廃棄物の仮置場の監理
- (5) 前各号に伴う必要な業務

（災害廃棄物の処理等の実施・協力の内容）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、協力先と具体的な協力の内容及び方法について協議し、必要な人員、車両、資機材等を調達し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再生利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に都内の被災、復旧状況等必要な情報を提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告する。

(協力要請及び要請手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書をもって通知する。

- (1) 甲の管理する施設名又は区市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 甲の管理する施設名又は区市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲の管理する施設に関する事業においては甲と、区市町村からの協力要請に基づく事業においては当該区市町村と協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定するところによる。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては環境局廃棄物対策部計画課とし、乙においては事務局とする。

(報告)

第11条 乙は、本協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、協会の人員、車両、資機材等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は随時甲に報告するものとする。

(協議)

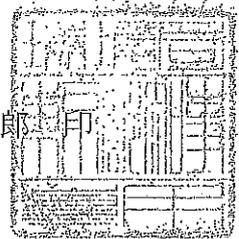
第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月25日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎



乙 東京都千代田区内神田一丁目9番13号

社団法人 東京産業廃棄物協会

代表者 会長 吉本 昌且

